

## 社会福祉法人健翔会の 「福祉・介護職員等特定処遇改善」について

令和元年 10 月 1 日から、障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等特定処遇改善加算が創設されました。健翔会では、以下の通り職員に対し特定処遇改善加算を基にした処遇改善を実施します。

平成 29 年 12 月 8 日閣議決定

「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数 10 年以上の介護福祉士について月額平均 8 万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費 1000 億円程度を投じ、処遇改善を行う。

※具体的には、10 年以上勤務実績があり、資格を有する正職員に対し、月額平均 8 万円の処遇改善、もしくは年収 440 万円を上回る処遇改善を実施します。法人全体として処遇改善計画を作成する場合は、事業所数以上の職員の処遇改善をします。

1. 特定処遇改善加算を算定する事業所は、年度ごとに計画の届出書と実績報告書を提出する必要があります。健翔会では法人全体として処遇改善計画を作成します。令和元年度は 3 人以上の対象者に対し、年間の給料が 440 万円以上となるように処遇改善を実施します。

2. 処遇改善の①算定の要件や②賃金改善の対象者等について

### ① 加算算定要件

- 1) 現在、福祉・介護職員処遇改善加算において、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのいずれかを申請していること。
  - 2) 福祉専門職員配置等加算を申請していること。
  - 3) 平成 20 年 10 月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての職員に周知していること。
  - 4) 「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分ごとに 1 つ以上の取組を行うこと。
  - 5) この処遇改善について HP 等を用い外部にも告知していること。（2020 年度から実施）
- 以上において、すべての要件をクリアしており、健翔会の処遇改善計画は有効となります。

② 賃金改善の対象となる対象者・グループ

対象となる職員を分類し、グループごとに処遇改善を実施します。

グループ A 経験・技能のある障害福祉人材

- |   |
|---|
| ア) 健翔会及び他の法人等における勤続年数 10 年以上の正職員（福祉・介護職員）<br>イ) いずれかの資格を保有する正職員<br>・介護福祉士 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・保育士 ・サービス管理責任者又は児童<br>発達支援管理責任者（研修修了者含む） ・強度行動障害支援者養成研修修了者（変更特例） |
|---|

グループ B 他の障害福祉人材

- |   |
|---|
| グループ A のア) 勤続年数、イ) 資格のいずれかが満たせない正職員・パート職員 |
|---|

グループ C その他の職種

- |                               |
|-------------------------------|
| 障害福祉人材以外の正職員・パート職員（運転手、調理員など） |
|-------------------------------|

処遇改善の支給方法

- ① 特定処遇改善手当（新設）として支給します。
- ② グループ A の職員に対し、月額 105,000 円を健翔会勤務年数に応じて支給する。

<その他>

- ・特定処遇改善加算（報酬）の残余金が発生した場合は、グループ A 及びグループ B の処遇改善を実施します。
- ・グループ A とグループ B の処遇改善支給額比率 2：1 以下（グループ A 対 B）を遵守し、グループ A には追加手当を支給し、グループ B に常勤換算 1 人当たりの手当を支給します。

以上

2019 年 8 月 30 日  
社会福祉法人健翔会